

奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 8 号

奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

奈良市食品衛生法施行細則（平成 14 年奈良市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（管理運営基準）

第 5 条 条例第 2 条第 1 号カ(キ)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 加熱又は加工されていない原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
- (2) 食肉その他の加熱されていない食品を取り扱った設備、機械器具等は、当該食品以外の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- (3) 食品取扱者以外の者を作業場にみだりに立ち入らせないこと。

2 条例第 2 条第 1 号カ(ケ)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 原材料及び製品への金属、ガラス、ほこり、洗浄剤その他の異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じ検査すること。
- (2) 分割し、又は細切した食肉等について、異物の混入がないか否かを確認するとともに、異物の混入が認められた場合には、異物による汚染の可能性がある部分を廃棄すること。
- (3) 原材料として使用していないアレルギー物質が製造の工程において混入しないよう措置を講ずること。
- (4) 原材料、製品及び容器包装をロットを形成する製品ごとに管理し、記録すること。
- (5) 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。

3 条例第 2 条第 1 号キ(ア)の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に規定する飲用適の水に該当すること。
- (2) 遊離残留塩素（塩素による消毒をしている場合に限る。）については、0.1 ミリ

グラム毎リットル以上であること。

4 条例第2条第1号キ(イ)の水質検査は、次のとおり行わなければならない。

(1) 前項各号に掲げる事項について、年に1回以上検査を行うこと。

(2) 公衆衛生上影響が著しいと市長が認める営業については、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について必要に応じ検査を行うこと。

5 条例第2条第1号ク(ア)の規則で定める要件は、次のいずれかに該当すること（食肉販売業の許可を受けた者が、当該許可に係る施設における飲食店営業の許可を受けて当該施設において市長が定める方法により調理したソーセージを販売する営業（以下「自家製ソーセージの販売の営業」という。）をしようとする場合にあっては、食品衛生管理者の資格を有する者又は市長が指定する講習会を受講し、かつ、次のいずれかに該当する者であること。）とする。

(1) 食品衛生管理者又は食品衛生監視員（以下「監視員」という。）になることができる資格を有する者であること。

(2) 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者又は船舶料理士の資格を有する者であること。

(3) 市長が指定する衛生講習会を受講した者であること。

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認める者であること。

6 条例第2条第1号シに規定する飲食店営業のうち規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 同一内容の食品を同時に50食以上調理する飲食店営業

(2) 同一内容の食品を1日に300食以上調理する飲食店営業

(3) 仕出し、弁当、給食その他複数の者に提供する料理を調理する飲食店営業のうち前2号に掲げるもの以外のもの

7 条例第2条第1号シの規定による検食の保存は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。この場合において、営業者は、検食に係る製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、これを保存するよう努めるものとする。

(1) 前項第1号の飲食店営業 調理済みの食品を食品ごとに50グラム以上ずつ清潔な容器に入れ、摂氏零下20度以下で2週間以上保存すること。

(2) 前項第2号の飲食店営業 前号に定める方法で保存するほか、当該食品の原材料を

原材料ごとに５０グラム以上ずつ清潔な容器に入れ、摂氏零下２０度以下で２週間以上保存すること。

(3) 前項第３号の飲食店営業 調理済みの食品を食品ごとに５０グラム以上ずつ清潔な容器に入れ、摂氏１０度以下で７２時間以上保存するよう努めること。

第７条第２項中「第５条第２項の水質基準」を「第５条第３項の基準」に改める。

第１６条中「条例第２条第８号」を「条例第２条第１号ク(ア)」に改める。

別記第３号様式中「条例第２条第３号ウの水質基準」を「規則第５条第３項の基準」に改める。

附 則

(施行期日)

１ この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。